

平成 2 8 年

第 3 回西原村臨時会会議録

平成 2 8 年 9 月 2 6 日

平成 2 8 年 9 月 2 6 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成 2 8 年第 3 回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
9 月 2 6 日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・仮議席の指定 ・議長の選挙 ・議席の指定 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・副議長の選挙 ・常任委員の選任 ・議会運営委員の選任 ・議長の常任委員辞任 ・大津町西原村原野組合議会議員 3 人の選挙 ・益城嘉島西原環境衛生施設組合 議会議員 2 人の選挙 ・阿蘇広域行政事務組合議会議員 3 人の選挙 ・国民健康保険運営協議会委員の 推薦 ・社会教育委員兼公民館運営審議 会委員の推薦 ・村長提案理由説明 ・議案審議 (同意第 4 号～第 7 号・発議第 8 号～1 2 号) ・委員会の閉会中の継続調査申出 書 	

提出議案等

(平成28年9月26日提出)

(村長提出議案)

- 同意第 4号 西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 5号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 6号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 7号 西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

(議員提出議案)

- 発議第 8号 広報調査特別委員会の設置について
- 発議第 9号 河原校区活性化対策特別委員会の設置について
- 発議第10号 公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置について
- 発議第11号 企業誘致特別委員会の設置について
- 発議第12号 西原村復興対策特別委員会の設置について

目 次

第1号（9月26日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	3
出席議員氏名	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	5
開会・開議	6
日程第 1 仮議席の指定について	7
日程第 2 議長選挙について	7
追加日程第 1 議席の指定について	9
追加日程第 2 会議録署名議員の指名について	10
追加日程第 3 会期の決定について	10
追加日程第 4 副議長の選挙について	10
追加日程第 5 常任委員の選任について（総務福祉常任委員6人、 産業教育常任委員4人）	11
追加日程第 6 議会運営委員の選任について（6人）	12
追加日程第 7 議長の常任委員辞任について	13
追加日程第 8 大津町西原村原野組合議会議員3人の選挙につ いて	13
追加日程第 9 益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員2人の選 挙について	14
追加日程第10 阿蘇広域行政事務組合議会議員3人の選挙につ いて	14
追加日程第11 国民健康保険運営協議会委員の推薦について	14
追加日程第12 社会教育委員兼公民館運営審議会委員の推薦につ いて	15
追加日程第13 村長提案理由説明（同意第4号～第7号）	15
追加日程第14 同意第 4号 西原村監査委員の選任につき同意 を求めることについて	16
追加日程第15 同意第 5号 西原村教育委員会委員の任命につ き同意を求めることについて	17
追加日程第16 同意第 6号 西原村教育委員会委員の任命につ き同意を求めることについて	18
追加日程第17 同意第 7号 西原村固定資産評価員の選任につ き同意を求めることについて	19
追加日程第18 発議第 8号 広報調査特別委員会の設置につい	

		て	19
追加日程第19	発議第9号	河原校区活性化対策特別委員会の 設置について	21
追加日程第20	発議第10号	公共育成牧場跡地利用対策特別委 員会の設置について	23
追加日程第21	発議第11号	企業誘致特別委員会の設置につい て	24
追加日程第22	発議第12号	西原村復興対策特別委員会の設置 について	26
追加日程第23	委員会の閉会中の継続調査申し出について		28
閉会			28
署名			29

第 1 号 (9 月 2 6 日)

平成28年第3回西原村議会臨時会会議録

平成28年9月26日、平成28年第3回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

平成28年9月26日（月曜日） 議事日程第1号

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

追加日程第 1 議席の指定について

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

追加日程第 3 会期の決定について

追加日程第 4 副議長選挙について

追加日程第 5 常任委員の選任について
(総務福祉常任委員6人、産業教育常任委員4人)

追加日程第 6 議会運営委員の選任について(6人)

追加日程第 7 議長の常任委員辞任について

追加日程第 8 大津町西原村原野組合議会議員3人の選挙について

追加日程第 9 益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員2人の選挙について

追加日程第10 阿蘇広域行政事務組合議会議員3人の選挙について

追加日程第11 国民健康保険運営協議会委員の推薦について

追加日程第12 社会教育委員兼公民館運営審議会委員の推薦について

- 追加日程第 1 3 村長提案理由説明（同意第 4 号～第 7 号）
- 追加日程第 1 4 同意第 4 号 西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 1 5 同意第 5 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 1 6 同意第 6 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 1 7 同意第 7 号 西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 1 8 発議第 8 号 広報調査特別委員会の設置について
- 追加日程第 1 9 発議第 9 号 河原校区活性化対策特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 0 発議第 1 0 号 公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 1 発議第 1 1 号 企業誘致特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 2 発議第 1 2 号 西原村復興対策特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 3 委員会の閉会中の継続調査申し出について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	坂 園 まゆみ 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	藤吉昌也君
保育園長	園田久美代君

(臨時議長の紹介)

○**議会事務局長(吉田光範君)** おはようございます。議会事務局長の吉田です。本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

そこで、年長の山下一義議員をご紹介します。山下議員、議長席へお願いいたします。

(山下一義議員 議長席に着席)

午前10時00分 開会・開議

○**臨時議長(山下一義君)** おはようございます。

ただいま紹介されました山下です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

何とぞよろしくお願いいたします。

本日は第3回の臨時会が招集されましたところ、全員出席でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回西原村議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

まず初めに、開会に当たりまして、村長から議会招集のご挨拶をお願いいたします。

(村長 日置和彦君 登壇)

○**村長(日置和彦君)** おはようございます。

平成28年第3回西原村議会臨時会及び改選後の初議会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

9月6日告示、11日投開票の西原村議会議員選挙におきまして、見事当選されました皆様方に心よりお祝いを申し上げます。今期から定数1名減の10議席を争う選挙で、熊本地震からの復旧・復興を重点施策として、地域の再生、村の復興を目標に掲げ、村民の方々の信頼と期待を受けての当選と思うところであります。本当におめでとうございます。

私も、今回の改選で再度無投票で3選を果たすことになり、心から感謝を申し上げる次第でございます。まさに震災復興に向けての4年間、責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

1,281名が全半壊の被害を受け、住む家をなくされた方々の家屋の再建、宅地の再生、崩壊した村道、農道、農地、施設の復旧等、多くの復旧対策が

急がれます。家屋を失われた方には、集団移転等も検討されておりますが、住宅の再建が困難な方も多くおられます。復興住宅のめどを早く被災者にお知らせできるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

また、マンパワー不足も否めませんが、財源確保も大きな課題と捉えております。今後の復旧事業を進める中で、我々執行部も経費の削減を前提に、めり張りのきいた事業の展開に努めてまいります。

何と申しましても、震災復興を大前提に考え、議会、執行部、そして村民の方々と心をつなげて、今だからこそ一致団結し、邁進してまいりたいと考えています。

どうぞ議員各位におかれましては、なお一層のご協力とご指導を賜りますようお願い申し上げます、初議会に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変お世話になります。

○臨時議長（山下一義君）日程第1 仮議席の指定について。

この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定します。

ここで、執行部の皆さんは退席をお願いします。

（執行部退席）

○臨時議長（山下一義君）日程第2 議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、投票の方法と指名推選の方法がありますが、どちらの方法で行ったがよいか、お諮りします。

上野議員。

○（上野正博君）今回の議長選につきましては、私は宮田議員を推薦いたします。

その理由として、今回、これまでの4年間を同僚議員として見てまいりました。1年生議員が6名おる中で、正直、私もかなり不安がありました。そんな中で、議員歴も今回4期目ということで、経験も豊富でありまして、宮田議員は本当にリーダーシップのある行動をとっていただきました。震災後も、議会としてはどんなふうにして行動を起こしたらいいのだろうか、活動したらいいのだろうかというふうに、いつもリーダー的な役割をしてまいりましたので、私は宮田議員を推薦いたします。

○臨時議長（山下一義君）お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。異議ありませんか。

9番議員。

○（桂 悦朗君）9番議員、桂でございます。

ただいま、上野議員から宮田議員を推薦ということで推薦されました。私は、反対するわけではございません。私は、2期8年間、一緒に仕事をさせていただいておりました。そのとき、宮田議員の長所、短所、そういうもの

も私は見てきております。

また、この4年間、外から見させていただいております。この4年間で、議長に対して議員辞職勧告等が3つ出てますかね、そういうことを今後4年間であつてはならないというふうに思っております。

議長は議会の顔でもあるし、西原の代表として今から先やっていかなくちやなりません。その点について、きちんと自分も前向きになって、そしてこの10人の代表として頑張ってもらいたいというふうに思っておりますので、私としては、宮田議員はこの4年間、皆さん方を引っ張ってってくれるというふうに信じております。

そういうことで、私も宮田議員を推したいというふうに思っております。以上です。

○臨時議長（山下一義君）ほかにありませんか。

指名推選にしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○臨時議長（山下一義君）異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選を行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、いかが取り計らいましょうか。

宮田勝則君と指名推選がありました、異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○臨時議長（山下一義君）異議なしと認め、議長に宮田勝則君を指名します。

ただいま指名しました宮田勝則君が議長に当選されましたので、西原村議会会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

これをもって臨時議長の職務を全部終了しました。

ご協力ありがとうございました。

宮田議長、議長席をお願いします。

（臨時議長 山下一義君 議長席から退席）

○議会事務局長（吉田光範君）それでは、宮田新議長にご挨拶をお願いいたします。

（議長 宮田勝則君 議長席に着席）

○議長（宮田勝則君）ただいま皆様方の満場一致のことによりまして、私が議長になりました。まことにありがとうございます。

推薦のお話でもありましたとおり、今回の議会、前回の議会と比べまして、特に熊本地震の後ということでもあります。まずもって、皆様方と心をつにし、この西原村が早期に復旧・復興する、またその後押しを議会としてやっていくという思いが非常に強うございます。

まず第1点目に復興の加速化、それを第一目標に頑張っていくと。

第2に、被災された全ての村民の皆様方に対しまして、やはり議会、執行部ともに住民の気持ちに寄り添う形がなかなか見えてこないというお話も随

分聞いてまいりました。やはり、仮設住宅に住まわれている方々、また間借りをして住まわれている方々、そういう被災された悲痛な思いでおられる住民の方も非常に多くございます。そういった方々の、たまには意見を聞いて回ったり、また子育て広場等も保育園を間借りして使っておられますけれども、そういった方々に対しましても、いろいろ議会に対しても言いたいところがあると思います。その方々に対しましても、議会一丸となって意見を聞いて、それを村政に反映するといった形をやっていきたいと、このように考えております。

また、執行部に対しましては、やはり被災された住民の方々の気持ちに寄り添う優しい執行部であると、職員であるといった形に持っていきたくと、このように考えております。

まずはワンストップという形をとっていただきたいということと、なおかつ法律で非常に厳しい状況下に対応ができないという方々に対しましても、新たな法律がいろいろ出てきます。そういった形で、即断ことなく、優しい行政であっていただきたいと、このように考えております。

この1期、私とともに議会10名全てが心をついに、西原村の復旧・復興に邁進していただきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

ただいまから議長として議事を進行します。

それでは、暫時休憩いたします。

(午前10時14分)

(午前10時15分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。お手元に配付の追加議事日程を追加し、日程第1として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、追加議事日程を日程に追加し、日程第1として議題とすることに決定しました。

日程第1、議席の指定についてを議題とします。

どのような方法でいたしましょうか。

(「議長一任」の声)

○議長(宮田勝則君) 議長一任ということでございますので、当選回数順でお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

それでは、発表します。

1 番、堀田直孝君。2 番、村上高志君。3 番、坂本隆文君。4 番、中西義信君。5 番、西口義充君。6 番、上野正博君。7 番、山下一義君。8 番、林田直行君。9 番、桂悦朗君。10 番、宮田勝則。

暫時休憩します。

(午前 10 時 17 分)

(午前 10 時 17 分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、1 番、堀田直孝君と 2 番、村上高志君を指名します。

日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、よって会期は本日 1 日限りと決定しました。

日程第 4、副議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、投票の方法と指名推選の方法がありますが、どちらの方法で行ったがよいかお諮りします。

5 番、西口議員。

○5 番議員(西口義充君) 5 番、西口です。

指名選挙でお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 5 番、西口議員、指名ですか。

○5 番議員(西口義充君) はい、指名でいきます。

今回の副議長につきましては、前期議員活動につきまして、産業委員長、その他の委員長、また森林組合の委員長、また農業委員会の委員長として大変村を、また議員活動をまとめてこられました。今後、西原のさらなる復旧・復興のためにもますます尽力を發揮できる人と確信しておりますので、山下議員を副議長として推薦いたします。

○議長(宮田勝則君) ただいま西口議員より指名推選が行われました。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま指名推選の件は山下君と指名推選がありましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、副議長に山下一義君を指名します。

ただいま指名しました山下一義君が副議長に当選されましたので、西原村議会会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、当選人により当選の承諾とあわせてご挨拶を中央発言席でお願いいたします。

(副議長 山下一義君 登壇)

○副議長(山下一義君) ただいま副議長のほうに推薦されまして、ありがとうございました。

今回、私も、この副議長として、議長補佐として一生懸命この1期頑張っ
てまいる覚悟を今決めました。

特に、今回の震災におきましては、本当に議長あるいは村長のほうからも先ほどお話がありましたように、この震災に向けての全員一致の、議会の全員まとまりで一日も早い復興をなし遂げなくてはなりません。そのためにも、三位一体となった今回の議会が特に中心となって、村を復興に向けていかななくてはならないと確信をしております。

私も、この震災におきまして、前回、産業教育常任委員長を務めてまいりました。その中におきましても、大変農地の被災、河川の問題、それから農道、それから歩道といった問題がたくさん山積をしております。そういうところを踏まえながら、全員で一致団結して今回の4年間、一生懸命頑張りますので、皆様のご協力、ご支援よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長(宮田勝則君) 日程第5、常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によって議長が議会に諮って指名するとなっておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(午前10時24分)

(午前10時31分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会委員が決定しましたので、朗読します。

総務福祉常任委員会に、1番、堀田直孝君、3番、坂本隆文君、4番、中西義信君、6番、上野正博君、9番、桂悦朗君、10番、宮田勝則。

産業教育常任委員会に、2番、村上高志君、5番、西口義充君、7番、山下一義君、8番、林田直行君。

以上です。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、各常任委員会はただいまのとおり選任することに決定しました。

ここで休憩しまして、各常任委員会によって委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時32分)

(午前10時36分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選が決まりましたので、報告します。

総務福祉常任委員会委員長、9番、桂悦朗君。副委員長、6番、上野正博君。

産業教育常任委員会委員長、8番、林田直行君。副委員長、7番、山下一義君です。

日程第6、議会運営委員会の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会の選任については、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によって議長が議会に諮って指名するとなっておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、議会運営委員の指名を行います。

議会運営委員の指名を行います。

1番、堀田直孝君、4番、中西義信君、6番、上野正博君、7番、山下一義君、8番、林田直行君、9番、桂悦朗君。

以上、指名しましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、議会運営委員はただいまのとおり選任することに決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時38分)

(午前10時40分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選が決まりましたので、報告します。

議会運営委員長、6番、上野正博君。副委員長に、1番、堀田直孝君です。
日程第7、議長の常任委員辞任についてを議題とします。
暫時休憩します。

(午前10時41分)

(午前10時42分)

○副議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長の常任委員の辞任の件についてでございますので、副議長がしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

日程第7、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

本件につきましては、除斥の対象になりますので、地方自治法第117条の規定により宮田議長の退場を求めます。

(議長 宮田勝則君 退場)

○副議長(山下一義君) 宮田議長から常任委員を辞任したいとお申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○副議長(山下一義君) 異議なしと認め、よって宮田議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時43分)

(議長 宮田勝則君 入場)

(午前10時44分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、大津町西原村原野組合議会議員3人の選挙についてを議題とします。

一部事務組合議会議員につきましては、投票にいたしますか、指名推選にいたしますか、お諮りします。

(「指名推選でお願いします」の声)

○議長(宮田勝則君) 指名推選ということでございますが、指名推選でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、議長が指名推選します。

大津町西原村原野組合議会議員に、3番、坂本隆文君、5番、西口義充君、7番、山下一義君を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、以上の方が大津町西原村原野組合議会議員に決定いたしました。

日程第9、益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員2人の選挙についてを議題とします。

一部事務組合議会議員につきましては、投票にいたしますか、指名推選にいたしますか、お諮りします。

（「指名推選でお願いします」の声）

○議長（宮田勝則君）指名推選ということでございますが、指名推選でよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、議長が指名推選します。

益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員に、1番、堀田直孝君、8番、林田直行君を指名します。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、以上の方が益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員に決定いたしました。

日程第10、阿蘇広域行政事務組合議会議員3人の選挙についてを議題とします。

一部事務組合議会議員につきましては、投票にいたしますか、指名推選にいたしますか、お諮りします。

（「指名推選でお願いします」の声）

○議長（宮田勝則君）指名推選ということでございますが、指名推選でよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、議長が指名推選します。

阿蘇広域行政事務組合議会議員に、4番、中西義信君、6番、上野正博君、9番、桂悦朗君を指名します。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、以上の方が阿蘇広域行政事務組合議会議員に決定いたしました。

日程第11、国民健康保険運営協議会委員の推薦についてを議題とします。

国民健康保険運営協議会委員のうち、2名が公益を代表する者として議会議員からの推薦になっていますが、議長推薦でよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、議長より推薦します。

国民健康保険運営協議会委員に、2番、村上高志君、9番、桂悦朗君を推

薦します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、以上の2人が国民健康保険運営協議会委員に決定しました。

日程第12、社会教育委員兼公民館運営審議会委員の推薦についてを議題とします。

社会教育委員兼公民館運営審議会委員のうち、1名が議会議員からの推薦になっています。議長推薦でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、議長より推薦します。

社会教育委員兼公民館運営審議会委員に、3番、坂本隆文君を指名します。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、社会教育委員兼公民館運営審議会委員に、3番、坂本隆文君が決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時49分)

(午前11時11分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第13、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君) それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

同意第4号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村監査委員、上野正博氏が平成28年9月24日に任期満了となったため、今回、西口義充氏を西原村監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

同意第5号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

教育委員の竹下あずさ氏は、平成28年11月25日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

同意第6号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

教育委員の荒木均氏は、平成28年11月25日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

同意第7号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年8月24日付で、固定資産評価員でありました堀田直孝税務課長が退職し、平成28年9月1日付の人事異動で、その後任に住民課長、佐藤光弘が新たに税務課長となりました。

そのため、新たに固定資産評価員を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、本臨時会に提案しました同意4件につきまして、議員各位におかれましては、ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）以上で村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第14、同意第4号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、説明をさせていただきます。

同意第4号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年9月26日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記といたしまして、住所、西原村大字小森3063番地2。

氏名、西口義充。

生年月日、昭和26年6月5日。

提案理由といたしまして、監査委員、上野正博氏が平成28年9月24日に任期満了となったため、その後任として西口義充氏を提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、地方自治法第117条の規定によって、西口義充君の退場を求めます。

（5番議員 西口義充君 退場）

○議長（宮田勝則君）直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立によって採決します。

本案を原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第4号は同意されました。

暫時休憩します。

(午前11時18分)

(5番議員 西口義充君 入場)

(午前11時18分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

西口義充君が全会一致で監査委員に選任同意されましたので、お伝えします。

日程第15、同意第5号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) 同意第5号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村教育委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成28年9月26日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字小森3527番地5。

氏名、竹下あずさ。

生年月日、昭和43年10月13日。

提案理由といたしまして、教育委員、竹下あずさ氏の任期満了に伴い再任いたしたく、任命に対し議会の同意を要するものです。これが議案の提出理由でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
同意第5号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定しました。
日程第16、同意第6号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。
内容の説明を総務課長に求めます。
（総務課長 西山春作君 登壇 説明）
- 総務課長（西山春作君）それでは、説明をさせていただきます。
同意第6号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。
西原村教育委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。
平成28年9月26日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。
記。
住所、西原村大字河原1076番地。
氏名、荒木均。
生年月日、昭和26年3月25日。
教育委員、荒木均氏の任期満了に伴い再任いたしたく、任命に対し議会の同意を要するため、これがこの議案を提出する理由でございます。よろしくお願いいたします。
- 議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
同意第6号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、同意第6号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第17、同意第7号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、説明をさせていただきます。

同意第7号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村固定資産評価員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成28年9月26日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、佐藤光弘。

生年月日、昭和32年7月21日。

住所、西原村大字宮山861番地。

提案理由といたしまして、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。よろしく願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第7号、西原村固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第7号は原案どおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時28分)

(午後0時57分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第18、発議第8号、広報調査特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、3番議員、坂本隆文君に求めます。

(3番議員 坂本隆文君 登壇 説明)

○3番議員(坂本隆文君) 3番議員、坂本です。

広報調査特別委員会の設置について説明させていただきます。

発議第8号。

平成28年9月26日。

西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、西原村議会議員、坂本隆文。賛成者、西原村議会議員、中西義信、村上高志。

広報調査特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

めくってください。

広報調査特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、広報調査特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。広報調査特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的。議会の運営や活動実態を広く周知徹底し、住民の自治意識の高揚を図り、行政に対する理解とより積極的な関心を深めるための議会だよりの調査・研究のため。

4、委員の定数。5名。

附則。この広報調査特別委員会は、調査終了まで存続するものとする。以上です。

○議長(宮田勝則君) ただいま提出者より内容の説明がございましたが、提出者に対して質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論がないようですから、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第8号、広報調査特別委員会の設置について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、発議第8号は可決されました。

広報調査特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、

審査終了までの閉会中の継続審査にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、委員を議長より指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、議長より指名します。

1番、堀田直孝君、2番、村上高志君、3番、坂本隆文君、4番、中西義信君、8番、林田直行君、以上5名を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、以上の5人が広報調査特別委員会に決定しました。

ここで休憩を挟みます。委員長、副委員長の互選を、ただいまの5名によりお願いいたします。

暫時休憩します。

(午後 1時02分)

(午後 1時03分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

広報調査特別委員会委員長に3番議員、坂本隆文君、副委員長に4番議員、中西義信君が決定されました。

日程第19、発議第9号、河原校区活性化対策特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、1番議員、堀田直孝君に求めます。

(1番議員 堀田直孝君 登壇 説明)

○1番議員(堀田直孝君) 1番議員、堀田です。

発議第9号。

平成28年9月26日。

西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、西原村議会議員、堀田直孝。賛成者、西原村議会議員、中西義信。同、林田直行。

河原校区活性化対策特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次ページお願いします。

河原校区活性化対策特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、河原校区活性化対策特別委員会を設置するものとする。
記。

1、名称。河原校区活性化対策特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的。河原校区における少子化及び地域活性化問題に対し、総合的に対処するため。

4、委員の定数。5名。

附則。この河原校区活性化対策特別委員会は、問題が解決するまで存続するものとする。以上。

○議長（宮田勝則君）ただいま提出者より内容の説明がございましたが、提出者に対して質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第9号、河原校区活性化対策特別委員会の設置について、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、発議第9号は可決されました。

河原校区活性化対策特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、審査終了までの閉会中の継続審査にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、委員を議長より指名いたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、議長より指名いたします。

1番議員、堀田直孝君、2番議員、村上高志君、3番議員、坂本隆文君、4番議員、中西義信君、8番議員、林田直行君、以上5名を指名します。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、以上の5名が河原校区活性化対策特別

委員に決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いします。
暫時休憩します。

(午後 1時08分)

(午後 1時09分)

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

河原校区活性化対策特別委員会委員長に1番議員、堀田直孝君、副委員長に8番議員、林田直行君が決定しました。

日程第20、発議第10号、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、8番議員、林田直行君に求めます。

(8番議員 林田直行君 登壇 説明)

○8番議員（林田直行君）8番議員、林田です。

それでは、発議第10号についてご説明いたします。

発議第10号。

平成28年9月26日。

西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、西原村議会議員、林田直行。賛成者、西原村議会議員、中西義信。
同じく、村上高志。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次ページを繰ってください。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。公共育成牧場跡地利用対策特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的。公共育成牧場跡地利用対策問題に関し、総合的に対処するため。

4、委員の定数。5名。

附則。この公共育成牧場跡地利用対策特別委員会は、跡地利用に関する問題が解決するまで存続するものとする。以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま提出者より内容の説明がございましたが、提出者に対して質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第10号、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置について、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、発議第10号は原案どおり可決されました。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、審査終了までの閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、委員を議長より指名いたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、議長より指名します。

1番議員、堀田直孝君、2番議員、村上高志君、4番議員、中西義信君、8番議員、林田直行君、9番議員、桂悦朗君、以上5名を指名します。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、以上の5名が公共育成牧場跡地利用対策特別委員に決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

（午後 1時15分）

（午後 1時16分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会委員長に2番議員、村上高志君、副委員長に1番議員、堀田直孝君が決定しました。

日程第21、発議第11号、企業誘致特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、7番議員、山下一義君に求めます。

(7番議員 山下一義君 登壇 説明)

○7番議員(山下一義君) 7番議員、山下です。

発議第11号に対しまして説明いたします。

発議第11号。

平成28年9月26日。

西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、西原村議会議員、山下一義。賛成者、西原村議会議員、桂悦朗、中西義信。

企業誘致特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

あけてください。

企業誘致特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、企業誘致特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。企業誘致特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的。企業誘致に関し、総合的に対処するため。

4、委員の定数。5名。

附則。この企業誘致特別委員会は、企業誘致の必要性が続く限り存続するものとする。以上です。

○議長(宮田勝則君) ただいま提出者より内容の説明がございましたが、提出者に対して質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第11号、企業誘致特別委員会の設置について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、発議第11号は原案どおり可決されました。

企業誘致特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、審査終了までの閉会中の継続審査にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、委員を議長より指名いたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、議長より指名します。

3番議員、坂本隆文君、4番議員、中西義信君、5番議員、西口義充君、6番議員、上野正博君、7番議員、山下一義君、以上5名を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、以上の5名が企業誘致特別委員に決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午後 1時21分)

(午後 1時22分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

企業誘致特別委員会委員長に7番議員、山下一義君、副委員長に6番議員、上野正博君が決定しました。

日程第22、発議第12号、西原村復興対策特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、6番議員、上野正博君に求めます。

(6番議員 上野正博君 登壇 説明)

○6番議員(上野正博君) 6番議員、上野です。

発議第12号。

平成28年9月26日。

西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、西原村議会議員、上野正博。賛成者、西原村議会議員、坂本隆文。同じく中西義信。

西原村復興対策特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次ページをお願いします。

西原村復興対策特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、西原村復興対策特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1、名称。西原村復興対策特別委員会。
- 2、設置の根拠。地方自治法第109条及び委員会条例第5条。
- 3、目的。熊本地震における復興対策に対し、総合的に対処するため。
- 4、委員の定数。5名。

附則。この西原村復興対策特別委員会は、熊本地震の復興対策の必要性が続く限り存続するものとする。以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま提出者より内容の説明がございましたが、提出者に対して質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第12号、西原村復興対策特別委員会の設置について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、発議第12号は原案どおり可決されました。

西原村復興対策特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、審査終了までの閉会中の継続審査にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、委員を議長より指名いたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、議長より指名いたします。

1番議員、堀田直孝君、3番議員、坂本隆文君、6番議員、上野正博君、8番議員、林田直行君、9番議員、桂悦朗君、以上5名を指名します。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、以上の5名が西原村復興対策特別委員に決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

（午後 1時28分）

(午後 1時29分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

西原村復興対策特別委員会委員長に6番議員、上野正博君、副委員長に3番議員、坂本隆文君が決定しました。

日程第23、委員会の閉会中の継続調査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、上野正博君、総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長、林田直行君、以上の方から申し出がっております。

事件、理由等については記載のとおりです。

委員会の閉会中の継続調査申し出について、承認してよろしいですか。

(「はい」の声)

○議長(宮田勝則君) 承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、平成28年第3回西原村議会臨時会を閉会いたします。

午後 1時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

熊本県阿蘇郡西原村議会臨時議長 山 下 一 義

熊本県阿蘇郡西原村議会副議長 山 下 一 義

1 番 議 員 堀 田 直 孝

2 番 議 員 村 上 高 志